

アジア太平洋地域の大学院における人権研究・教育の動向

— 国際人権修士プログラムの意義 —

Current Status of Human Rights Studies in Graduate Schools in Asia-Pacific Region :
Significance of International Masters Programs in Human Rights

Mariko Akuzawa

School of Human Science and Environment,
University of Hyogo,

1-1-12 Shinzaike-honcho, Himeji, 670-0092 Japan

The prominent change in higher education in post war era is the growing number of post graduate programs worldwide that provide education and research opportunities in the area of human rights. Asia-Pacific region is not an exception. Reflecting the increasing demand for practical and theoretical knowledge and skills in human rights, international masters programs in human rights are offered both as LL.M programs and as interdisciplinary programs. Such programs attracts students with different national, ethnic, religious, and occupational backgrounds region-wide, and they contribute in enhancing multi-cultural and multi-sectoral discussions on human rights, which may later be contributing in the establishment of regional human rights standards and protection mechanism. In Japan, although human rights have been incorporated into curriculum in many universities in response to the rising anti-discrimination movement since 1960's, they are usually offered as single courses and not systematically organized into programs. In this light, this article examines current status of the graduate studies in the Asia-Pacific region that leads to master's degrees in human rights, which will contribute to the reform of teaching of human rights in Japanese universities

1. はじめに

1990年代以降、大学・大学院レベルにおける、「人権プログラム」の設置が世界的に進んでいる。人権に関わる研究・教育は20世紀における国際人権法の発展とともに、法学領域を中心に始まったが、ポスト冷戦期においては、社会科学全般に加えて哲学、倫理学、神学なども含め、学際的に人権を研究・教育しようとする動きが広がっている。また、学部教育のみでなく、専門的な研究・教育を進める大学院教育の整備が進められ、人権を冠した修士号や博士号の取得が可能になっている。さらに大学院課程の多くが、インターナショナル・プログラムと位置づけられ、世界各国から学生を受け入れると同時に、すべての課程が英語で実施されるようになったことも一つの特徴である。したがって、こうしたプログラムには、多様な国籍・地域・民族・宗教的背景を持ち、かつ人権に関わる多様な職業や活動の経験を持つ人材が集まり、多文化間、多様な社会セクター間での人権に関する議論と共同研究のスペースが生まれている。

一方、日本国内に目を向けると、2004年度に人権問題に関する授業科目を開設しているのは483大学にもものぼる⁽¹⁾。日本の大学における人権教育の特徴は、法学(憲法)以外の領域では、特に教員養成課程を持つ大学で実施されてきたことにある。「同和問題」や「同和教育」講座の開講は1950年代から始まっており、「同和对策審議会答申」(1965)以降、こうした授業の実施はさらに広まったが、これは同和問題の解決において、教育権の保障、反差別教育を推進する役割を担う教員の役割が重視されたからである⁽²⁾。また、60・70年代には学生運動からの要求に応える形で、一般教養科目においても人権関連講座の開設が進み、特に70年代以降は、女性、障害者、外国人の人権に関わる運動の高揚を背景に、こうした課題も取り上げられるようになった。なお、最近の傾向としては、女性の人権やジェンダー関連科目の開講が増えているが、これはキャンパスにおけるセクシャル・ハラスメントに対する、被害者からの問題提起の増加を受けて、1999年に文部科学省が、国立大学教員向けにハ

ラスメント防止のガイドラインを作成したことと無縁ではない。

このように日本では半世紀近くにわたり、専門家としての教員育成と、幅広い市民意識の向上をめざした学部レベルの人権教育が実施されてきた。また、社会運動の高揚に応える形で講座の開設が進んだことは、問題解決を志向する取り組みとして評価することができる。しかしながら、人権関係の授業を開設している大学の数は多いものの、人権を学際的な視点から体系的に学ぶプログラムや、「人権」学位を授与する大学院教育は実施されていない。市民社会の要求によって、幅広く行われるようになった日本の大学レベルにおける人権教育を、今後は系統化し、専門的研究を促進する基盤を整備する必要があるのではないか——本稿はこのような問題意識から、アジア・太平洋地域の大学院における「人権プログラム」の特徴と課題を明らかにし、日本における人権研究・教育の発展に資するヒントを得ようとするものである。

なお、アジア・太平洋地域を対象を絞ったのは、人権問題は歴史・文化・宗教とのかかわりが深い問題であるがゆえに、日本もその一部に位置し、日本との文化的共通性の多い地域にまずは目を向ける必要があると考えたからである。今後、さらに域外にも検討の対象を広げたいと考えている。

2. 「人権プログラム」の背景

(1) 冷戦の終結

大学院レベルにおいて、人権を専門的に研究・教育し、修士号や博士号を取得するためのプログラム（「人権プログラム」）が世界各地で設置されるようになったことの含意は、主として2つの側面から理解することができる。その一つが、冷戦の終結を背景とする人権研究・教育に対するニーズの高まりである。

二極構造が崩壊し、安定的な国際システムへの模索が始まると、世界では国際人権レジームへの期待が高まった。これまでイデオロギー対立の象徴とされてきた人権は、冷戦の終結後、その普遍性や相互依存性、不可分性が国際社会によって「再確認」され（1993「世界人権会議」）、その本格的「普及」が可能になった。国連による、「人権教育のための国連10年」（1995～2004）や「人権教育のための世界プログラム」（第一段階・学校教育：2005～2007）は、こうした取り組みの一部として位置づけられる。

人権の「再確認」という流れを受けて、旧社会主義国や発展途上国では民主化の進展とともに、人権を位置づけた憲法の採択や改正、国内人権委員会の設置、人権教育の導入などが進んだ。このような人権の制度化が進む

と、政府レベルでは人権政策を立案・実施することのできる、人権の専門家の養成が急務となる。また、NGOの側でも、民主化の進展とともに広がった市民参加のスペースを活かし、効果的で実現可能な人権政策を政府に対して提案する力をつけることが必要となった。こうして政府・市民社会双方のレベルで、人権研究・教育に対するニーズが高まったのである。

さらにこうしたニーズは一国内にとどまるものではない。ベルリンの壁の崩壊を経験したヨーロッパでは、旧社会主義国も含めた統合へ期待が高まることによって、ヨーロッパという域内で、人権と民主主義を維持・発展するための体制強化とそのため基礎研究への関心が高まった。皮肉なことであるが、冷戦終結後、アメリカの単独覇権主義が暴走を始めると、さらにその重要性は高まることとなった。また、こうした地域的人権保障体制の強化という潮流は、世界で唯一人権の地域的保障メカニズムが存在しないアジア・太平洋地域においても、同様のメカニズムの確立に対する期待と協調を生み出した^③。冷戦の終結は、「リジョン」さらには「国際社会」のレベルにおける人権研究・教育への関心をも強化することになったのである。

(2) グローバル化の中の大学改革

「人権プログラム」設置のもう一つの含意は、グローバル化の中の大学改革である。英語によるプログラムを提供することは、世界各国から優秀な学生を受け入れ、国際機関や国際NGO、そして各国の政府機関で活躍する人権の専門家を輩出することにつながる。

人権を専門とするものではないが、日本における国際ナショナル・プログラムの例としては、たとえば上智大学国際教養学部、早稲田大学国際教養学部、さらに英語と日本語の「二言語教育システム」を採用している「立命館大学アジア・太平洋大学」などがある。こうしたコースは、グローバルなレベルで優秀な学生の獲得競争に参入すると同時に、国境を越えて活躍する人材を輩出することが期待されている。

大学のグローバル化について特集したニューズウィーク誌（2006年8月）によると、自国以外の大学に進学する学生の総数は、1975年の80万人から、2004年には約250万人へと急増し、アメリカでは学位の30%、イギリスでは38%は自国以外の学生に授与されている。また、学生が移動するだけではなく、大学キャンパスの海外進出も活発化し、キャンパスの海外進出は年間300億ドル市場を形成するまでになっている。もっともこのうちの130億ドルはアメリカの大学によるもので、グローバル化は英語圏の大学にとって有利であることは否めない。

また、受け入れ国側は、これを世界各国の知識と技術、外貨獲得の好機ととらえ、大学を積極的に誘致しようと試みている。例えばアラブ首長国連邦ドバイの「知識村」(Knowledge Village)は、テクノロジーとメディアの特区をつくり、そこに企業や大学・研究機関を誘致している。ここには世界のトップランキングにある大学が進出し、中東の優秀な学生の獲得競争にしのぎを削っている。

さらに最近では、大学が「ハード」面で海外に進出するだけでなく、インターネットを介して、世界に研究・教育プログラムを提供するオンライン教育も広がっている。シンガポールに拠点を持つU21Globalは、欧米、アジア・太平洋地域の10カ国、18の研究主導型大学のコンソーシアムであるUniversitas21が、個別ラーニング・ソリューションを提供しているトムソン・ラーニング社と提携し、2001年に開設したオンライン大学院である⁽⁴⁾。このプログラムに対する国際的認知は高く、世界50カ国以上の学生が学んでいる。

(3) 大学をめぐる社会的課題

しかし、大学教育が高度に専門化し、グローバル化していくことについては批判的検証も必要である。高度な知識と創造力、英語を含む国際的な教養が職業的地位と高収入に結びつく時代において、大学教育が社会格差に直結しかねないからである。

ヨーロッパでは長年大学の学費は無償、あるいは非常に低く抑えられ、高等教育にかかる経費を社会全体で負担するという伝統があった。しかし、グローバル化の中で「勝ち組」となるためのパスポートを与える大学教育に対して、社会的不平等感が高まり、そうした社会的合意を十分に維持できなくなりつつある。すでにイギリスでも、有償化に向けた動きが見られるようになっている。一方、「勝ち組」としての競争力を高めるために、平等化施策が切り捨てられやすい状況も深刻である。インドでは2005年5月、上位カースト家庭出身の学生が、低カースト出身の学生の入学定数「割り当て」に反対し、若者同士が衝突するという事件が起きた。経済的困難層やマイノリティに配慮した教育は、「教育レベルを落とす」とか「競争力が落ちる」といった主張によって支持を得にくくなっている。

グローバル化による競争の激化の中で、大学教育が階層格差の再生産機構となり、経済的な困難層が高等教育から排除されやすい状況に、大学はどのように取り組むべきなのかが問われている。それはとりわけ、すべての人の尊厳と権利の平等を実現することを目標とする、人権研究・教育に取り組む大学にとっては、最も深刻な課

題である。

3. 世界の大学における人権関連講座の位置づけと、「人権プログラム」の開設状況

(1) 教員養成課程と、法学・学際的領域における人権研究・教育の異なる位置づけ

世界の大学では、現在、人権研究・教育に関わる取り組みは、どのように実施されているのであろうか。まず、専門領域別に分類すると、人権研究・教育は、「教員養成課程(教育)」「法学」「学際」の3つの領域で取り組まれている。

このうち「教員養成課程」の人権研究・教育は、公教育における人権教育の制度化と密接に関わっており、政府の公教育政策によって、人権教育を実践する教師を国家が教育するという性格が強い。これに対して、教員養成課程や教育学部を除く学部や、大学院教育における人権研究・教育は、大学の自治や「学問の自由」との兼ね合いから、基本的には各大学の自主的な取り組みに任せられることとなる。こうしたプログラムは、幅広い社会的ニーズを反映し、大学が独自に設置するものである⁽⁵⁾。また、教員養成は実践家の育成を重視し、学部教育を中心に行われるが、「法学」「学際」領域の「人権プログラム」は、実践家育成と専門的研究を統合し、大学院レベルの研究・教育に重点を置いている。

(2) プログラムか、科目か

次に、人権研究・教育の実施形態をみると、大まかに「プログラムとしての実施」と「科目としての実施」(科目の一部＝単元としての実施も含む)の2つに分類することができる。

先に述べたとおり、日本では、483もの大学が人権に関わる科目を開講しているとの調査結果があるが、実は、科目の開講数の多さを評価してもあまり意味がない。というのも、何をもち「人権関連の科目」と位置づけるかという基準があるわけではないので、回答する側の恣意的判断に左右されるからである。たとえば社会問題に関わる科目は人権に関わる要素が強いが、だからといって、そこで人権が明示的に位置づけられているとは限らない。そこで、人権に関連しそうな科目が多数開講されていることを評価するより、人権を理解するために、複数の授業が体系的に位置づけられる「プログラム」が存在するかどうか重要となる。現在、世界各地の大学で開設が進んでいる「人権プログラム」とは、複数の講義や実習、研究指導によって系統的に構成され、これを修了すると「人権」専攻や副専攻の修士証、修士や博士号を得ることができるものである。

また、「人権プログラム」は、必ずしも特定の学部や学科によって提供されているとは限らない。複数の学部や学科にまたがって、そこで提供されている授業などを組み合わせて構成される場合もある。

(3) 大学院レベルの「人権プログラム」設置状況

さて、本稿では特に大学院レベルの「人権プログラム」に焦点をあてているが、こうしたプログラムの実施状況については、残念ながら網羅的な情報源がなく、全体像を正確に把握することは難しい。しかし、例えば欧米の取り組みについては、ミネソタ大学のウェブサイトが詳しい情報を提供しており、各地の大学院における「人権プログラム」のほか、学部レベルの人権専攻・副専攻、短期研修プログラムについての情報も得ることができる。

このウェブサイトによると、大学院レベルで人権を冠する修士号を取得できるのは、北米・ヨーロッパ・南アフリカの8プログラム（法学4、学際4）である。法学関係の修士プログラムとしては、オックスフォード大学、ルンド大学が「国際人権法修士」(Master's Degree in International Human Rights Law)、ノッティンガム大学が「人権法修士」(LL.M. in Human Rights Law)、南アフリカのプレトリア大学が「人権・憲法修士」(LL.M. in Human Rights and Constitutional Practice)を授与している。

学際領域では、コロンビア大学の「人権学修士」(M.A. in Human Rights Studies)、バーミンガム大学の「人権と人間の価値理学修士」(MSc in Human Rights and Human Values)、イタリア・サンタナ大学の「人権・紛争管理修士」(Master of Arts in Human Rights and Conflict Management)、スイスのフライブルグ大学等の連携による「子どもの権利修士」(Executive Master on Child Rights)、EU機関である人権と民主化のためのヨーロッパ大学間センター(The European Inter-University Centre for Human Rights and Democratization)の「人権と民主化ヨーロッパ修士」(European Master's Degree in Human Rights and Democratization)がある。ヨーロッパではエラスムス計画⁶⁾に基づく複数の大学間協力によるプログラムがEUによって推進されており、人権もその1領域であることが興味深い。

一方、アジアでは、2006年8月に「アジア・太平洋地域における、大学レベルの人権教育会議」が開催され、10カ国の10大学の関係者がここに出席したが、そのうち人権を関した修士号を授与するプログラムを提供している大学は5大学であった⁷⁾。法学では香港大学「人権法修士」(LL.M in Human Rights)と北京大学「国際

法修士」(Master of International Human Rights Law)、学際領域では、インドのカルカッタ大学「人権修士」(Master Degree in Human Rights)、タイのマヒドン大学「人権国際修士」(International Masters of Arts in Human Rights)、オーストラリアのカーティン工科大学「人権実践修士」及び「人権教育修士」(Master of Human Rights Practice, Master of Human Rights Education)である。さらにマヒドン大学では博士課程のプログラムも持ち、「人権と平和研究博士」(Ph.D in Human Rights and Peace Studies)を授与している。

これらアジア・太平洋地域の5つのプログラムの概要を一覧にまとめたのが【表】(P44~45)である。そこで以下、この【表】に基づき、その特徴を整理する。

4. アジア・太平洋地域における大学院「人権プログラム」の特徴

4.1. 少数先鋭型の専門的研究・教育

●専門家育成のニーズに応える

「人権プログラム」の大半はインターナショナル・コースとして設置され、アジア・太平洋地域を中心に世界から人材を集め、少数先鋭型の大学院教育を実施している。その後、研究成果を活かしながら学部教育へも着手した大学もあるが、重点はあくまで専門家の教育と研究の促進にある。

どのプログラムも毎年10~15人を受け入れる程度であるが、域内を中心とする各国から、司法、立法、行政、国内人権機関、市民社会組織、国際機関等で働く若手職員や研究者、すなわち未来の各分野のリーダーとなるべき人材が集まっている。ポスト冷戦期における各国の人権政策の発展と、専門家育成のニーズが、こうした学生の構成に反映されているといえよう。

●現代社会のニーズに応える政策を立案する研究

少人数ではあるが、そこで行われている研究の意義は大きい。とりわけ筆者が注目するのは、ここで学ぶ若手研究者たちが、現代社会が直面し解決を迫られている諸課題を研究課題として取り上げており、こうした専門的な研究の成果が、まさに現実社会の切迫したニーズに応える政策提言に結びつくという点である。

ほんの一例であるが、マヒドン大学の修士課程の学生たちが取り上げている研究テーマには、「“9.11”後の各国の治安維持施策による人権侵害」「アメリカ軍の捕虜虐待」「グローバル化の中で侵害される労働者の権利」「環境破壊による先住民の権利の侵害」「マイノリティに対する優遇施策の成果と課題」「ODAによる開発援助の

問題点」「コミュニティにおける人権教育」などがある。これらの中には、一国の中だけでなく、リジョンや国際レベルでの政策提言を視野に入れたものも少なくない。

●一国の政策を、国際的視点から相対化する

マヒドン大学の教員Mike Hayes氏によると、学生が研究テーマとして取り上げるのは、「自国に関わる問題」が多いというが、自国以外の人権問題をテーマとする学生もいる。例えば、マヒドン大学では本年度、日本において「子どもの権利」が国・自治体レベルでどのように政策化されているのかを研究しているタイ人学生がいる。このように、一国の政策が、他国の研究者の視点から検討され、その結果が公表されていくことは、研究対象とされた国の市民にとっても、異なる視点から自国の政策を見直す契機となるにおちがいない。

4.2. 学際的な取り組み

●多様な専門性から人権を共に議論するフォーラム

「人権プログラム」の開設状況を全体としてみると、法学を専門とするプログラムと、学際的なプログラムがほぼ半数ずつの構成となっている。とはいえ、人権は伝統的には憲法学や国際人権の領域で研究されてきたので、学際的な取り組みは新しい傾向である。

学際といっても、法学抜きではないことも強調しておきたい。人権は法に定式化され政策化される。学際的なプログラムであっても法学は必ずその一部に位置づけられており、これに哲学、倫理学、神学、歴史学、社会学、文化人類学、政治学、心理学、教育学などの幅広い領域が統合されている。

また、学際的なプログラムのメリットは、多様な領域の専門性を身につけた学生が集まることである。そこで多様な職業経験、多様な視点を持つ学生と研究者が、人権を共通に議論することのできるフォーラムが誕生する。こうしたプログラムを通じて共に学び、共通の議論の土壌を身につけた卒業生が、将来、異なる領域で活躍するようになったとき、アジア・太平洋地域の人権状況は、大きく前進するに違いない。

なお、香港大学のような、法学専門の大学院プログラムであっても、学際的要素が皆無ではない、ということも付け加えておきたい。香港大学の「人権プログラム」においては、たとえば人権問題の調査方法や情報源の確保のしかたを教える講義も開講されている。人権侵害が起きたとき、法の解釈や適用以前に重要なのは、情報を集め、事実を明らかにするための調査だからである。また、法的規範としての人権が、なぜ、実社会の中で完全

に実施されないのかについて、各種の職業倫理と法規範との関係を検討する講座も開講されている。

●^{リジョナル}地域的な文脈の中での学際的重要性-「文化」研究の重要性

なお、「学際」という場合に、法学だけでなく重要な位置づけにあるのが、文化人類学である。たとえば、カルカッタ大学の「人権プログラム」は、文化人類学を専門とする教員が、中心となって立ち上げたものである。なぜ、文化人類学が重要なのかということについて、カルカッタ大学のBuddhadeb Chaudhuri氏に筆者がたずねたところ、「文化人類学者が研究対象としてきたのは、先住民や女性、都市の貧困層、ダリッドなど、まさに人権侵害の対象となってきた集団である。また、人間を文化・社会の面から実証的に研究する文化人類学こそ、文化や慣習、宗教の名の下に多くの人権侵害があることに気づかなければならない。例えばインドのダリッドに対する差別の問題などは、文化や宗教と深く関わっており、西洋的な法学を中心とする人権研究では十分にアプローチすることはできない。文化を研究する視点が不可欠である」との答えが返ってきた。

こうした意見に加えて、筆者は文化人類学の視点は、「アジア的人権論」への対抗軸としても重要であると考えている。アジア・太平洋地域は、文化的、言語的、宗教的多様性のゆえに、域内に共通の人権保障、機関を設立しにくいとされてきた地域であり、また、文化の固有性を根拠に人権の普遍性を批判する政治家の存在も目立つ。域内では文化と人権の関わりを研究する学際的人権研究が、欧米とは異なる位相で重要な意味を持つのである。

4.3. 研究と実践の融合

●国際機関、国内人権機関、NGO等との連携

学際性という特徴とも関わるが、「人権プログラム」では専門的研究と実践の融合を重視していることも特徴である。研究は具体的な人権問題の解決に資するべきである、というプラグマティズムが、プログラムを貫いている。

その一つが、国内人権機関や国際機関、NGOなどとの連携である。客員教員や研究員として、こうした機関の重要なポストに就く職員が招かれ、講義に協力をしている。例えばカルカッタ大学では、インドの国内人権機関の委員が毎週講義に訪れるほか、人権活動家も講義を担当している。受講生は、人権侵害の解決の道すじを、異なる視点から検討することができるのである。

表 アジア・太平洋地域の大学院レベルにおける「人権プログラム」

大学	学位	開始年	期間	目的	選考要件	科目例	学生の出身国	学生の職業的背景	奨学金・助成等
香港大学 (香港)	LL.M in Human Rights (法学部)	1999	2セメスター フルタイム1年 に相当	①人権の価値、法の支配と民主主義を促進する ②人権法と実践領域での学生の専門性を広め深める ③アジアの人権研究者・活動家・提唱者・人権機関・政府職員との理解と専門性を高める ④アジア・太平洋地域における人権専門家のネットワークを創出し促進する	①法学の学士号・修士号等を有する(その他の専門も例外的に考慮) ②人権に関わる職業経験者の入学を推奨(法律家、国内人権機関職員、NGO、ジャーナリスト等) ③英語を使いこなす能力が必要	「人権調査、情報源、方法論」 「人権・歴史、理論、政治」 「国際的・地域的人権保障」 「人権の国内的保障」 「経済的・社会的・文化的権利」 「平等と非差別」 「エスニティ、人権と民主主義」 「中国における人権」 「香港における人権」 「国際刑事法」 「子どもの権利」 「国際人道法」 「国際公法」 「人権と企業」 「アジアの人権」 「アジア・太平洋地域の比較憲法」	ハンガリー、カンボジア、中国、インド、日本、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、ハンガリー、カンボジア、韓国、スリランカ、台湾、タイ、ベトナム、チエコ、イギリス、ルーマニア、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー、カナダ、アメリカ、プエルトリコ、ほか	政府機関職員 裁判官 検察官 弁護士 研究者 ジャーナリスト NGO職員 国内人権機関職員 ほか	アジア財団 デนมार्ク人権センター フォード財団、EU Pam Baker人権奨学金 個人の奨学金などを 学生が受けている
北京大学 (中国)	Master of international human rights law (法学院)					「法の支配」 「国際的人権保障機構」 「国際人道法」 「刑事手続」 「ビジネスと人権」	インターナショナル・コースではないので、基本的に本国出身者		運営資金を大学が、Sida(スウェーデン開発援助庁)から受けている
カルカッタ大学 (インド)	Master Degree in Human Rights (学科はなく、大学院のプログラム)	2002	4セメスター 2年	①人権を民主主義・開発・社会文化的多元性と深く関わる概念として包括的に理解するプログラムを提供すること ②知識のみでなく、人権の擁護者・提唱者としての確信を持ち、活動する人材の育成 ③人権のモニター、擁護・促進のために国内・国際メカニズムを活用するスキルをみがく ④アジア、南アジアの人権状況と問題を体系的に分析・理解する場の提供 ⑤人権領域でのリサーチの発展(方法論、技術等)に寄与する	①学士号を有すること ②堪能な英語力 ③人権・社会的課題への強い関心、または人権に関わる経験を有する ④他の人権に関する資格・適性も考慮 ⑤あらゆる国籍を対象とする ⑥選考委員会が願書をもとに選考 但し必要に応じて、試験・面接を実施	「人権への招待」「社会理論」 「人権の哲学・歴史・発展」 「社会理論」 「国際人権法・人権基準・条約機関」 「市民社会の出現」 「グローバル化と人権」 「消費者の権利」 「拷問と人権」 「民族・コミュニケーションと人権」 「人権方法論—社会行動と運帯」 「調査方法論と人権」 「女性、子どもと人権」 「現状分析・フィールドワーク」	研究者 教育関係者 学生 NGO職員 研究者 ほか		

領域	【記録・レポート・アビール】
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1857年に創設された、アジアでもっとも古い大学の1つ。反植民地運動以来、民衆の社会運動を支える視点に立つ学問プログラムを実施してきた伝統がある。 ・カルカッタ大学のような伝統のある大学で、独立した学科ではなく、「プログラム」が承認されるのは異例のことである。 ・2001年、人権についてのワーキングショップを開催した際、多くの人権NGOから、人権についての研究・教育のプログラム開設を要求する声があがった。これがもとになり、コースが開設された。 ・マイノリティの基本的ニーズの剥奪、現代社会の諸問題に対して、教育は受動的・無関心・競争志向でなく、これらに 대응するため、人間の価値を支持し、人類をエンパワーし、知識と精神を教育するプログラムを目指す。 ・人権に対して、哲学・文化・歴史的研究と共に、地域・国・リジョン・国際社会の視点からアプローチする。 ・大学教員のみでなく、インド内外の研究者、国内人権機関の委員、国内・国際機関の職員、インド内外の人権活動家など外部講師を招聘する。講師は、大学卒業資格の有無を問わない。 	<p>現在までのところ 半数が研究者、 半数がNGO出身者</p> <p>Raoul Wallenberg Institute, Sida CIDA(カナダ開発援助庁) SEAFILD*** などの奨学金 助成を 学生が受けている</p>
<p>Master of Human Rights Practice Master of Human Rights Education (学科はなく、大学院のプログラム。人権教育センターが拠点)</p>	<p>① 学士号が同等の資格を有する ② 高い英語能力 (TOEFL 550, IELTS level 5.5以上)** ③ 人権と社会問題に関する経験 または強い関心を持つ。特に経験を積極的に評価する (教育関係者、研究者、人権の実践者・提唱者など)</p> <p>① 地域・国内・国際レベルで社会的政治的現実を改善する方法・手段を発展させる ② 現代と学生のおかれている社会的文脈に関わる教育プログラムを開発する ③ NGO、政府・リジョン組織と連携し市民社会と実践家、生徒、学生、研究者のコミュニケーションを促す</p> <p>① 多様な背景を持つ学生を受け入れ人文・社会科学の学際的視点から学ぶ ② 人権の理論と実践に取り組み、人権に関わる最新の情報や緊急の活動、新しい考え方を紹介している ③ 学生は人権問題に積極的に関わることが期待される ④ 人権についての異文化間対話を促す</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1957年にオーストラリアで最初の工科大学として創立。西オーストラリア州最大規模。約31,000人の学生が留学生で、その半数はインドネシア、マレーシア、シンガポール、香港などアジアの出身者。現在は総合大学。 ・2つの修士プログラムがある。「人権実践修士」は、仕事や日常生活の中で人権の実施 (implement) に関わる人を対象とする。「人権教育修士」は、公教育、コミュニケーション教育・啓蒙に関わる人を対象とする。 ・人権に関わる学士号、同等の学士号を持たない場合、まず準備コースに入る。ここで修士課程で開講されている授業の4単位を履修し、Graduate Certificate in Human Rightsを取得すると修士課程に移籍が許可される。 	<p>実践家 公教育や コミュニケーション教育 の関係者など</p> <p>大学全体の傾向として、 1/3を留学生が占めている</p> <p>「人権理論と哲学」 「コミュニケーション教育と啓蒙」 「多様な文化と宗教における人権の歴史」 「人権基準と組織」 「人権と開発」 「人権・市民社会・ガバナンス」 「フォーマル教育と人権」 「人権と運動・アドボカシー・変革」 「人権問題」特論</p>

*【その他】には、各大学の担当者が強調した点などを記入(「アジア・太平洋地域」における「大学院の人権教育会議」2006年8月)
**イギリスの University of Cambridge ESOL Examinations, プリテイッシュ・カンファレンス、IELTS Australia, IDP Education Australia, IELTS Australia が共同で管理・運営する、TOEFL と並ぶ代表的な留学生向け英語力判定テスト。
***Southeast Asia Fund for Institutional and Legal Development: カナダの開発援助機関のプロジェクトとして設立された。

●学生が実践に関わる機会—インターンシップなど

また、学生が研究だけでなく実践に関わることが、カリキュラムの中で重視されている。マヒドン大学ではインターンシップが選択科目として位置づけられているし、北京大学でもインターンシップが推奨され、多くの学生がアジア人権委員会（香港）、ユニセフ、ユネスコ、中国のNGOなどでインターン経験を積んでいる。また、インターンシップではないが、香港大学ではリーガル・クリニックを通じて、学生が現実の問題に触れ、関わる機会を設けている。

さらにカーティン工科大学では、卒業要件として、リサーチに基づく修士論文を執筆する代わりに、「何らかのプロジェクトを企画・実施し、そのレポートを提出する」ことも認めている。こうした機会は、学生が実社会の問題解決に関わることを推奨し、問題解決のための戦略づくりや世論形成のスキルを学ぶ機会ともなっている。

●リサーチ文化を育む

一方、日々実践に取り組む現場は、大学の持つ「理論や法的枠組みの研究」「研究・調査」「政策提言・世論形成」「モニタリング」機能などが、もっと積極的に社会に還元されることを期待している。中でも、とりわけNGOが期待するのは、専門的な調査へのサポートである。

人権侵害が起きたとき、その事実を調査し、証拠を集め、記録するのは多くの場合NGOであるが、単に事実を記録するだけでなく、問題の全体像を把握するための調査を実施するには、専門的な知識やスキルが必要である。調査が信頼性を欠くようであれば、データは政策提言や世論形成活動の根拠とはなりえない。そこで、専門的調査をできる大学の協力や指導が必要である。

また、発展途上国においては、NGOや公的機関が実施した開発プロジェクトの評価は、ドナー（助成団体、外国の開発援助庁、国際機関などの援助出資者）が行う。しかし、ドナーの関心は対費用効果などに偏りがちなので、NGOなどの側では、ドナーとは異なる視点から調査を実施したいと考えている。こうしたところに大学の協力が求められている。

また、マヒドン大学のMike Hayes氏は、アジア・太平洋地域には、調査に基づき実証的に研究を進める「リサーチ文化」がまだ十分根付いていないという。そこで、大学がNGOなど調査ニーズを持つ組織と協力し、地道な実証的研究を進め成果を上げることが、結果として域内に調査の重要性に対する認識と、必要なスキルを根付かせるために重要である。

4.4. インターナショナル・プログラム

●多国籍・多文化を基盤とした対話のフォーラム

「人権プログラム」の共通点は、インターナショナル・プログラムとして、英語による教育・研究指導を行うことによって、国内外から広く学生を受け入れている点にある。【表】にリストした5大学のプログラムのうち、インターナショナル・プログラムでないのは北京大学のみであるが、北京大学も今後、インターナショナル・コース化への要望を持っている。

インターナショナル・プログラムが重要なのは、人権が真に普遍性を持つものであるならば、それが域内、あるいは世界のどこにあっても受け入れられる原則として確立されなければならないからである。したがって、国籍、民族、出身地域、言語、宗教、性別その他のあらゆる違いを持つ人びとが、共に議論をする場が極めて重要なのである。先にも指摘したとおり、世界の中で、アジア・太平洋地域は未だ共通する人権基準と人権保障機関がない唯一のリジョンである。したがって多国籍・多文化を基盤とした対話の場は、将来に向けた共通のビジョン形成にとっては極めて重要である。

●多様な職業的背景を持つ人びとのフォーラム

また、多様なのは学生の国籍や文化的背景だけではない。国際機関や各国の政府機関、国内人権機関やNGOなど、実に多様な職業的背景を持つ人びとが集まるのも、こうしたプログラムの特徴である。中には、同じ国出身の検事と国内人権機関職員、人権活動家が同級生として机を並べるといった状況も生まれている。また、NGOの職員や活動家は、たいてい多様な社会セクター（例えば女性、農民、漁民、都市貧困層、先住民など）の権利擁護に関わる活動をしている。こうした異なる領域の専門家が、プログラムを通じて、人権に対する共通ビジョンを少しでも持つようになり、将来再び異なる領域で活躍するようになれば、域内の人権状況は急速に前進するのではないかと考えさせられる。

中でもとりわけ筆者が最も注目するのは、各国の国内人権機関の職員を受け入れてきた香港大学である。香港大学のプログラムは、すでにフィリピン、ネパール、モンゴルの人権機関職員を卒業生として送り出した。異なる国の国内人権機関の職員同士が交流することは、域内共通の人権基準づくりにむけた、重要な一歩となることは言うまでもなからう。

5. 克服すべき課題

5.1. エリート教育の遊離

一方、これまで積極的に評価してきた「人権プログラム」の特徴は、コインの表裏ともいうべき問題点をもあわせ持っている。少数先鋭の専門家を育成する、インターナショナル・プログラムの修了生は、一方でグローバル時代の「勝ち組」の象徴ともなりかねない。実際に、こうしたプログラムは、各国でも最もレベルの高い大学で実施されているものが少なくないし、修了生の多くは国際機関や政府機関、国際NGOの職員である。こうしたプログラムが、単なるエリート育成のためではなく、草の根の市民が経験する具体的な人権侵害の解決に寄与するものとなるためには、どうあるべきなのか、ということが検討されねばならない。

例えばカルカッタ大学のプログラムは、そのミッション・ステートメントにおいて、現代の知識中心、競争本位の教育システムに対する批判的姿勢を以下のように明確に打ち出している。

「人権は誰もが生まれながらに有し、普遍的なものであるにも関わらず、われわれはこれまで、女性、子ども、ダリッド、種族的・民族的その他のマイノリティの基本的ニーズの剥奪や差別など、深刻かつ多様な形態の人権侵害を目撃してきた。こうした人権侵害は、紛争、反乱、社会不安を招き、強制移転や数多くの語られることもない苦しみを生み出した・・・中略・・・しかしながら、グローバル化と現代社会の諸問題に対して、教育システムは余りにも受動的・無関心で、競争本位であるために、社会文化的実態や現実からの遊離してしまっている。教育は社会的課題に応えるという使命を果たさず、沈黙を保ち、現実から逃避している。・・・中略・・・カルカッタ大学は、人間性の価値を支持するだけでなく、現代の挑戦に直面するよう人類をエンパワーするような、知識と同時に精神の教育も含めたオルタナティブな教育プログラムを開発し、発展させる重要な役割を認識した。」

また、マヒドン大学ではプログラムの目標に、専門的な知識・スキルの獲得のみでなく、「人間性」に寄与することをあげている。とはいえ、学生の価値観の形成や自己変革に寄与するような教育が、実際にどのように実施されているのかについては、科目のリストなどを見るだけではわからぬ。具体的な内容の検討が、今後の課題である。

5.2. 研究成果還元の難しさ

また、インターナショナル・プログラムは、研究成果が英語であるため、これを国内、とりわけ人権問題の解決のための情報を必要としている、草の根のレベルに還元することが難しい。アジア・太平洋地域には、パキスタン、インド、スリランカ、シンガポール、香港、フィリピン、フィジー、オーストラリア、ニュージーランド、フィジーのように、英語が公用語であったり、英語が広く通用する地域もあるが、こうした国でも、草の根での英語の浸透度合いはさまざまである。発展途上国の場合、英語の能力は、経済的な出身階層とも連動しがちである。また、英語を公用語などとして使用していない国では、問題はさらに深刻である。英語によるプログラムは、国を越えた議論を活発化させる一方で、草の根との乖離という問題もはらんでいる。

これに対して多くの大学は、まずは各種のセミナー、研修会などを開催することを通じて、研究成果を社会に還元しようとしている。政府機関や地方自治体、教員養成機関などと協力して、特定職業従事者や教員などを対象とした研修会などは、研究成果を実践に返していくための貴重な場である。

また、マヒドン大学は現地語（タイ）語による研究を促進するために、タイ語による修士プログラムを開設する準備を始めたところである。また、タイ語による学部教育の実施も検討中である。ただし学部教育の場合、大学院レベルの専門的な教育よりも周到な準備が必要で、その実施は簡単ではない。というこのも、学部教育は人権について初めて学ぶ学生を対象とするので、人権についての基礎的な概念や歴史から、人権を保障するための法や社会制度、多様な人権問題についての「各論」まで、段階的・系統的に教えるための総合的なカリキュラム開発が必要となるからである。

なお、カルカッタ大学はすでに学部レベルの人権教育を開始しており、専門的な研究・教育の成果を学部教育を通じて還元している。カルカッタ大学の場合、学部レベルの教育を実施するにあたって、系統的に人権を教えるための教科書を作成したという。現在のところ、人権についてのテキストは、圧倒的に欧米の出版物が多いなかで、評価される取り組みであろう。また、アジア・太平洋地での研究を今後さらに蓄積することを通じて、今後、域内で共通の教科書をまとめていくことも構想されてよかろう。

5.3. 少数先鋭型研究・教育のコスト

さらに少数先鋭型教育には、コストを誰が担うのかという問題がある。特にアジア・太平洋地域で実施されて

いる「人権プログラム」の場合、学生の多くが発展途上国出身であること、さらにNGO出身の学生も多く、経済的に裕福な学生ばかりではない。学生の多くが奨学金を受給していることからわかるとおり、こうしたプログラムは、入学者の定員を増やすことで採算をとるといった性格のものではない。

なお、発展途上国の場合、プログラムの運営資金や、研究資金を海外から得ることも可能であるが、日本でこのようなプログラムが開設されることを想定すると、こうした高度な研究を牽引していくことのできる体制を整えられるのは、コストの点からも一部の大学に限られるのではないと思われる。

もっとも、ヨーロッパでは大学間協力によって同様のプログラムを実施している事例もあり、一つの大学ですべてをカバーするのではなく、多様な専門性を持つ人材、施設などを複数の大学が協力して提供しあうことも可能であろう。ただし、高等教育についての規制は国ごとに異なるので、今後さらに詳細な検討が必要な領域である。

5.4. 学際的「隙間」——ビジネス領域との連携

なお、学際といいながら、連携が十分ではない領域もある。それがビジネスの領域である。マヒドン大学には経営学修士(MBA)課程があるが、そこで研究・教育されているのは「倫理(Ethics)」のみで「人権」は含まれていない。また、北京大学の法学大学院では、学生の多くが企業での就職を希望するので、人権への関心が低いという。また、他大学からは、法学部生の大半は就職を意識して商法を選択する傾向があるという声も聞かれた。

しかし世界的にも企業の不祥事などが問題になり、企業倫理のみでなく、企業の人権との関わりについての研究・教育が望まれるところである。そこで特に法学を専門とするプログラムでは、最近ビジネスに関わる講座を開設するようになってきている。たとえば北京大学の「ビジネスと人権」、香港大学の「人権と企業(企業の社会的責任)」などである。企業活動と人権についてのかかわりは、法学においても新しい研究領域であるが、今後、重点的に取り組みを進めるべき領域であろう。

5. さいごに

アジア・太平洋地域の「人権プログラム」の設置は、また端緒についたばかりであるが、非常に大きな可能性を秘めた取組みである。そもそも、こうしたコースが各大学で開設されるようになったのは、域内各国で人権の制度化がすすみ、専門家が必要とされるようになったためであるから、「人権プログラム」はまさに、こうした

各国のニーズにリジョンのレベルで応える機関となっている。また、各国からそれぞれに人権に関する研究課題を持った学生が集まっているが、そうした課題が、多国籍、多文化、多様な職業や社会セクター間で議論され、域内の人権問題を域内の協力によって解決していこうとする機運が醸成されることも、重要な側面である。「人権プログラム」は各国の大学が独自に提供するものであるが、将来のアジア・太平洋地域における人権保障機関の設立に向けて、大きな役割を果たしているということができよう。

このように、リジョンにとって重要な意味合いを持つプログラムであるから、「人権プログラム」での研究の成果を、単に個人の業績にとどめるだけではなく、蓄積し、系統化し、社会に還元する仕組みをつくることも今後の課題である。

また、今後はすでに大学院・学部レベルで人権研究・教育プログラムを実施している大学間のネットワークづくりも重要である。大学間のネットワークが形成されれば、域内で人権についての共同研究が発展するであろうし、さらには、情報や人材などの多様なリソースを共有することも可能になる。特に日本を含む「後発組」が同様のプログラムを開始しようとする場合、既存の実践から学び、協力を得ることが不可欠である。

一方、こうした域内の「進歩」を前に、筆者自身はやや「あせり」を感じることも事実である。日本国内で実施されてきた人権教育・啓発を振り返ると、国内問題が重点課題として取り上げられる一方で、他国の人権について学ぶ機会が極めて少ない。また、国内問題を取り上げる場合にも、国際人権基準にそくして問題を検討したり、アジア太平洋地域として問題解決のシステムを模索する、といった視点が弱い。日本では、人権問題を国際的なネットワークの中で議論するという環境が十分に整えられてこなかったのである。その背景には、日本に国内人権機関が設置されていないことや、人文・社会科学系の研究・教育がほとんど英語で行われないといった日本的事情もある。しかし、それらは決して「言い訳」にはならないはずである。日本が域内の議論に加わることは、アジア・太平洋地域の共通の人権保障機関を設立するために不可欠だからである。

とはいえ、日本の大学においてインターナショナル・プログラムをすぐに導入・実施することが難しいのであれば、まずは日本語によって人権研究・教育を専門的に推進する大学院教育のプログラム作りから検討することもできよう。冒頭でも述べたとおり、日本の大学における人権教育は学部教育を中心としており、幅広く市民意識を高めることに貢献してきたが、一方で専門的な研究

を行い、人権問題に関わる時宜を得た政策提言を行う体制が整えられていない。人権に関する調査や事業評価、政策提言などを必要に応じて行うことができるような研究・教育体制の整備は急務ではなかろうか。

また、専門的な研究体制は、学部レベルや初等中等教育における人権教育、市民社会を対象とする人権啓発の発展にとっても重要である。例えば現在の学部レベルの人権教育は、多様な個別課題が相互にあまり関係づけられることなく、散発的に開講されている場合が多い。また、人権教育・啓発においても、多様な人権課題をどのように関係づけ、取り上げていったらよいのかといったビジョンがなく、特定の課題が散発的に取り上げられることが多い。人権に関わる多様な課題と研究領域をどのように系統化し、発展させていくのかといったことも、実は重要な研究領域の一つであり、ぜひ日本における「人権プログラム」の開始に期待したいところである。

[1] 文部科学省による調査「大学における教育内容等の改革状況について」の結果より。調査対象となったのは、709大学（国立87、公立77、私立545）である。

[2] 「同和対策審議会答申」では、教育問題に関する具体的方策として「教職員の資質向上」をあげ、「教員養成学部を置く大学においては、教員となるものに対し、同和問題に関し理解を深めるよう特別の措置を講ずること」を求めた。これをもとに、教員養成カリキュラムにおける同和教育に関わる講座の設置が進んだ。

[3] アジア・太平洋地域には、域内共通の人権基準や人権保障メカニズムはまだ存在しないが、各国の国内人権機関のネットワーク組織などは存在する。「アジア・太平洋国内人権機関フォーラム」(The Asian Pacific Forum of National Human Rights Institutions) は域内の国内人権機関をメンバーとして1996年に設立された。また、同年には政府、NGO、研究機関などが加盟する

「ASEAN人権機構リジョナル・ワーキンググループ (The Regional Working Group for an ASEAN Human Rights Mechanism)」も設立されている。

[4] トムソン・ラーニング社は、世界レベルの生涯学習ソリューション・プロバイダーであり、多様な教育機関、およびその教員や学生に対して、多種多様なニーズに応じた商品とサービスを提供する企業である。一方U21に加盟しているメンバー大学には、アメリカのUniversity of British Columbia, McGill University, University of Virginia, ヨーロッパのAlbert - Ludwigs-Universitat Freiburg, University of Glasgow, University of Birmingham, University of Edinburgh, University of Nottingham, Lund University, 東アジアではFudan University, University of Hong Kong, Korea University, National University of Singapore, Shanghai Jiao Tong University, オーストラリアのUniversity of Queensland, University of New South Wales, University of Melbourne, University of Aucklandなどが含まれる。

(www.u21global.edu.sg.)

[5] ただし、例外もある。インドネシアの場合、政府の通達によって、すべての法学部で「人権」が必修科目となった。

[6] エラスムス計画 (The European Community Action Scheme for the Mobility of University Students: ERASMUS) とは、EU加盟国間の人物交流・協力計画の1つであり、大学間の交流協定等による共同教育プログラムをすすめ、ヨーロッパの大学間ネットワークを構築することを目指している。

[7] 2006年8月24-25日にタイ、マヒドン大学の主催で開催されたWorkshop on Human Rights Education at University Level in Asia-Pacific には、香港、オーストラリア、インド、スリランカ、タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア、中国、日本の大学関係者と、NGO、国連関係者が出席した。

【参考文献】

加藤昌彦 「日本の大学における人権教育についてのメモ」 『人権教育思想研究』関西外語大学, pp.49-64, 2005年3月

Richard Levin. The World's Most Global Universities, in Newsweek, August 21 2006/August 28 2006.

(平成18年10月3日受付)